

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月31日 ()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	勝央町 33622
地域名 (地域内農業集落名)	植月地区 (植月東上分・植月東下分・神五郎・大鳴・学・大谷・大沢・大砂・畝・明穂・河内・平広・下村・出雲此・常重・高根・鳥羽野・宮代・畑田・田中・前田集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	386 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	386 ha
② 田の面積	278 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	108 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	119 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	260 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域における水田の主な作物として水稻・黒大豆・野菜等、畑地ではぶどう・もも・いちご等があげられる。加えて複数の畜産経営体も存在しており、それと連携した飼料作物等の栽培も盛んに行われている。一部では、集落営農の法人化により、集落ぐるみでの農地維持に取り組む地域も存在する。一方で、地域全体の人口は減少傾向にあり、それに伴って農業者の年齢構成も高齢化の様相を呈しており、専業・兼業を問わず後継者や新たな農地の担い手の育成・確保が課題となっている。また、一定数のほ場が基盤整備済みとなっているが、一部基盤整備ほ場が荒廃状況に

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内の住民を中心にそれぞれが耕作していくことを基本とし、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地利用していく体制の構築を図る。加えて、地区の状況を踏まえて、農業機械の共同利用や集落営農の発足・経営拡大も視野に入れ、専業・兼業を問わず、持続可能な体制の模索を進める。また、作物については、従来どおり、水稻・黒大豆を中心とした作付けを行っていくとともに、畜産農家と連携した飼料作物等の作付けを推進していく。それと同時に、飼料作物等の収穫体制の構築について検討を進める。また、担い手や農地所有者の意

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
今後も現在の耕作者が耕作を続けていく意向を示しているが、高齢化により離農する可能性が高く、そのような農地を担い手に集積する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25	%	将来の目標とする集積率
			30 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作できなくなった農地については、地域の担い手又は集落営農組織へ集積を図る。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。